

茶	毛	夜	晒	鷄	牛	鷄	豚	牛	乾	昆	鹽	鹽	豆	梅
(川柳)	糸	綿	綿	卵	乳	肉	肉	肉	苔	布	鱈	鮭	腐	干
一	一	一	一	十	一	同	同	百	一	同	同	一	一	百
斤	封度	貫	反	個	合			匁	帖			貫	丁	匁
〇・九〇	五・三五	六・八〇	一・九〇	〇・七〇	〇・〇五	一・二〇	〇・八〇	〇・七〇	〇・五〇	三・五〇	一・三〇	〇・三〇	〇・三〇	〇・三〇
電	根	根	磷	石	半	疊	白	木	薪	石	サ	酒	麥	
六分燈	六角板	角材	寸	鹼(花王)	紙(改良)	表	絞油	炭	(落葉松)	炭	イ	酒	麥	
一	一	一	一	一	一	一	一	十	一	一	一	同	一	
十六箇月	十六箇月	坪	石	包	箇	帖	枚	纏	匁	敷	噸	本	一	
一・〇五	二・三五	九・五〇	〇・三〇	〇・一〇	〇・一三	一・三五	〇・八〇	二・七〇	一	一五・一五	〇・三〇	二・五〇	一・三〇	

勞銀 大正五年以後歐洲大戰の進展に伴ひ財界は未曾有の活況を呈し、各種企業の勃興は勞銀の昂騰を促し其の著しきを見たるが、大正九年三月財界の變動を大轉機として爾來内地事業界は停頓

し、勞銀亦低落の步調を辿るに至りし結果其の波動を受け、本島に於ても内地と同步調を採り年々低落の傾向にありたるも先年戦時經濟の整備開始に因り之が生産力の擴充に伴ひ内地同様本島に於ても勞働力の不足を來し前年に比し少しく昂騰を示せり。

各種勞賃銀表(日給)

(昭和十三年九月調)

職業別	市町村	豊原	大泊	本斗	眞岡	泊居	元泊	敷香
大工	大工	三・三〇	三・〇〇	三・〇〇	二・八〇	三・五〇	三・一〇	三・五〇
左官	左官	三・七五	三・七五	三・五〇	三・四〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇
家根職(葺葺)	家根職(葺葺)	三・三〇	一・一五	二・五〇	二・四〇	三・五〇	二・八〇	三・〇〇
ペンキ塗	ペンキ塗	三・〇〇	二・二〇	一・八〇	二・三〇	三・〇〇	一・一〇	三・〇〇
靴縫(和)	靴縫(和)	二・五〇	一・八五	一・八〇	一・五〇	三・〇〇	一・一〇	二・三〇
洋服仕立工	洋服仕立工	二・〇〇	一・八〇	二・〇〇	一・九〇	二・五〇	二・五〇	二・七〇
車橋製造職	車橋製造職	三・〇〇	一・八〇	二・八〇	二・三〇	三・五〇	二・〇〇	三・三〇
指物建築具職	指物建築具職	二・八〇	一・九〇	二・五〇	二・〇〇	三・五〇	二・〇〇	三・三〇
製材工(男)	製材工(男)	二・五〇	二・〇五	一・五〇	一・九〇	二・三〇	二・〇〇	二・三〇
鐵力職	鐵力職	三・三〇	二・一〇	三・〇〇	二・五〇	三・五〇	三・五〇	二・八〇
清酒製造職	清酒製造職	二・六〇	一・五〇	二・七〇	二・五〇	二・八五	一	二・三〇

職業	下女(月給)	下男(月給)	漁夫	荷馬車夫	日傭人(男)	經師職	疊職	印刷工	植字工	製紙工	仕上工	鍛冶工	鑄物工	繻詰工	菓子工	醬油製造職
	七・〇〇	一三・〇〇	一	五・〇〇	二・〇〇	三・〇〇	三・三〇	二・五〇	二・七〇	一・七六	二・五〇	二・五〇	三・〇〇	一	一・五〇	一
	八・五〇	一三・〇〇	一・八〇	四・五〇	二・〇〇	一・一五	二・六〇	一・八五	一・九〇	二・一八	二・四〇	一・八五	二・〇〇	一・一五	一・三〇	一・九〇
	五・〇〇	一	二・〇〇	三・〇〇	一・八〇	二・五〇	三・〇〇	一・七〇	一・八〇	一	二・〇〇	一・五〇	二・五〇	一	一・三〇	二・三〇
	一〇・〇〇	一五・〇〇	一・七〇	五・〇〇	二・三〇	二・〇〇	二・〇〇	一・二〇	一・九〇	二・〇〇	一・八〇	一・七〇	二・〇〇	一・五〇	一・五〇	一
	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一・三〇	二・五〇	二・五〇	三・四〇	一・五五	二・二六	一・九一	二・七三	二・八二	二・八二	三・一〇	一	一・二六	一
	七・〇〇	二〇・〇〇	一・五〇	四・五〇	二・八〇	一	一	一	一	二・七〇	三・〇〇	三・〇〇	二・八〇	一	一・五〇	一
	一三・〇〇	二五・〇〇	一	六・五〇	二・五〇	二・三〇	二・三〇	二・〇〇	二・三〇	二・三〇	三・三〇	二・七〇	三・三〇	一	一・八〇	一

貿易

本島に於ける貿易は我が領有後政府の産業上に於ける諸般の施設と、天然資源利用に基く民間企業の勃興とに因り、漸次發達の趨勢を示し、殊に製紙工場設置以來急激なる發展を遂げ、且つ歐洲大戰に因る財界好況の波に乗り一大躍進を爲せり。然るに大正九年戰亂終焉に伴ふ世界經濟界不況の影響を受け一時減退するの傾向を示せるも、其の後財界稍平靜に歸するに及び次第に回復し、最近の發達は實に目覺しきものあり。

一、内地貿易

本島貿易總額の大部分を占むるものは内地貿易にして、昭和十二年に於ける貿易額は移出一二一、一三七、九六五圓、移入五九、一一四、九六六圓、總額一八〇、二五二、九三二圓に達し移出超過六一、〇二二、九九九圓を算す。

昭和十二年に於ける移出入品の主なるものを擧ぐれば左の如し

- 移出 バルブ、石炭、木材、製紙、海産肥料、鹽魚、乾魚、鱈、魚油、昆布、蟹罐詰等。
- 移入 米、麥、麥酒、清酒、燒酎、燕麥、大豆、鹽、砂糖、醬油、味噌、小麥粉、麵類、セント、蕙及繩等

二、外國貿易

本島の貿易港は現在大泊、眞岡の二港にして、大泊港は明治四十二年三月、眞岡港は大正十一年二月に開港を見たり。貿易先は最初殆んど朝鮮、中華民國、露領東部亞細亞に限られしが、大正十二年

より關東州との貿易を見、大正十四年には英國、米國及獨逸等の間に貿易を見るに至り、更に大正十五年以來西班牙、白耳義、蘭領印度及埃及を加へ、昭和七年には比島及滿洲國とも交易を見るに至れり。

本島の貿易は最初朝鮮への鐵道枕木其の他の木材、中華民國への木材、露領亞細亞への石炭等の輸出及朝鮮より軌條其の他鐵道用具、露領亞細亞より鱒及鮭等魚類の輸入に始まり、明治四十三年の貿易額輸出入總計三五、六〇七圓なりき。其の後對外貿易は順調なる發達を來し大正三年には總額二四九、八六九圓に達したるも、同六年は歐洲大戰の影響により總計僅かに五三、二七六圓に激減せり。同七年よりは輸出貿易の増加に因り亦總額に於て回復し、其の後年により幾分の増減ありしも昭和三年迄は漸次増加の狀況を呈せり。この間大正十一年二月眞岡港の開港を見たるも貿易は却て逆調を呈し大正十二年より昭和三年迄輸入超過を來し昭和三年輸出入總額九三七、七一〇圓(入超五三九、二九四圓)を算す。然るに昭和四年には一躍總貿易額二百萬圓を突破し輸出超過を見るに至れるも昭和五年以來金融逼迫による世界的經濟界の不況により對外貿易は著るしく激減し昭和七年以來又輸入超過を呈せり。昭和十二年に於ける貿易額は輸出二三五、〇〇一圓、輸入二八八、六六二圓、總額五二三、六六三圓に達し其の概況を示せば次の如し

區	別	貿易額	區	別	貿易額
---	---	-----	---	---	-----

關東州	中華民國		香 港		英 吉 利	露 領 亞 細 亞	合 計	超 過
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出				
	三六、八六三	一、〇六九	一	五五、〇五五				
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
	五三、六六一	二八、六六二	四〇四	三、三九五				

輸出貿易は最初北樺太、沿海州及東部露領亞細亞を販路として極めて小額行はれたるに過ぎざりしも、昭和三年中華民國、關東州方面に木材及紙類約二十萬圓の輸出ありてより斯の方面への輸出増加し、尙昭和七年以降滿洲國への輸出貿易を見るに至れり。輸出貿易の消長は對露領亞細亞への輸出を見るに至りたる明治三十九年以來大正六年迄、大正九年より同十一年及昭和四年より同六年間は輸出超過を呈し他は何れも入超を呈す。今昭和十二年に於ける貿易品の主なるものを擧ぐれば左の如し

- 輸 出 乾藤子、石炭等
- 輸 入 鹽、小豆、飼料等

商 工 會 議 所

本島の主要市街地たる豊原、大泊、眞岡の各地には夙に商工會議所類似の經濟團體設置せられ専ら商工業の改善發達に資するところありたるも本機關は固より法令に據らざるものなるを以て事業遂行上不利不便尠からざりしも大正十一年九月本島に商業會議所法施行せらるゝや前記團體は之を解散し新たに商業會議所を設立せり。而して昭和三年一月商工會議所法の施行せらるゝに及び夫々商工會議所と改稱せられ其の後知取商工會議所の設立を見、昭和十三年には更に惠須取商工會議所設立せられ現在五商工會議所を算し銳意之が機能發揮に努めつゝあり。

尙商工會議所の連絡協調機關として樺太商工會議所聯合會設置せられ商工業の進展に寄與しつゝあり。今商工會議所の概況を擧ぐれば左の如し

(一) 所在地及其他

名 稱	事務所所在地	地 區	設立年月日	議員定數		役員定數		顧問定數
				第一號議員	第二號議員	會 頭	副會頭 常議員	
豊原商工會議所	豊原市大通南六丁目	豊原市	大正十二年三月二十日	二	六	一	一	八
大泊商工會議所	大泊町本町大通南四丁目	大泊町	大正十一年九月二十八日	二	六	一	一	九
眞岡商工會議所	眞岡町山手町一丁目	眞岡町	大正十二年二月十六日	二	六	一	一	七

知取商工會議所	知取町千歳町四丁目	知取町	昭和五年二月二十日	二	六	一	一	八
惠須取商工會議所	惠須取本町四丁目	惠須取町	昭和十三年五月七日	二	六	一	一	八

(二) 經費の收支總額

年度	豊原商工會議所		大泊商工會議所		眞岡商工會議所		知取商工會議所		惠須取商工會議所	
	收入	支出	收入	支出	收入	支出	收入	支出	收入	支出
昭和十二年	三六、三九七	二〇、〇八二	一五、一四四	一三、四六五	三三、〇六九	一〇、三七九	一八、四九七	一一、三三〇	一	一
昭和十三年	三三、〇一八	三三、〇一八	一九、四三七	一九、四三七	九、九九一	九、九九一	一四、五五三	一四、五五三	一一、五三七	一一、五三七

備考 昭和十三年度は豫算額を示す

尙此の外落合、留多加、本斗、内幌、野田、泊居、三濱、敷香の各町村には商工團體として商工會設置せられ地方商工業の發展に資しつゝあり。

度量衡

本島に於ける度量衡制度の沿革は大正五年其の準備調査に着手し、大正八年九月廳令を以て度量衡規則公布せられたるに始まる。本規則は内地に於ける度量衡制度を斟酌して制定せるに依り、其の内

容内地に於けると異なる所なきも、法系を異にする結果實際運用上尙不便尠からざるを以て大正十二年四月に度量衡法及其の附屬法令施行せられ茲に内地と同一制度の下に立つに至れり。

而して大正十年四月法律第七十一號改正度量衡法は大正十三年五月勅令第十六號を以て同年七月一日より施行すべく公布せられたり。爾來改正法律の趣旨を徹底せしむる爲め講演又はポスター、活動寫眞等に依り指導獎勵をなしたる結果メートル法度量衡の使用は先づ教育方面と石炭の販賣に始まり、次で鐵道及遞信方面に於て之を使用するに至り其の他漸を逐ふて之を採用しつゝあり。

營業免許 度量衡器、計量器の製作は商工大臣の免許を要し、度量衡器、計量器の修覆及販賣は樺太廳長官の免許する所なり。

而して昭和九年三月より特殊販賣者制度確立し、藥劑師法に依り藥局を開設する者にして目盛ある玻璃製榼又は體溫計の販賣の業を営まんとする者は登録を受け其の業を営むことを得ることゝなれり最近に於ける營業者數を示せば左の如し

年別	種別		人員	營業所	人員	營業所	人員	營業所	人員	營業所
	度量衡器	計量器								
昭和十一年 三月三十一日現在	一	一	一	一	七	一	一	一	一	一

檢定 度量衡器の檢定に甲種、乙種の二種ありて、甲種檢定及計量器の檢定は商工大臣之を行ひ

樺太廳長官は乙種檢定を行ふ外、尙商工大臣の委任に依る甲種檢定の一部をも行ひ居れり。昭和十二年度中に於ての檢定器物數甲種七、乙種七五七、内不合格乙種三あり。

取締 取締に第一種、第二種及度量衡の計量取締等あり。第一種取締とは業務上取引又は證明に供し若くは供する爲め所持する度量衡器及計量器の取締を謂ひ、第二種取締とは第一種取締以外の取締を謂ふ。度量衡法施行せられてより未だ一五年を経過せるに過ぎざるが、良く周知普及せられ度量衡法の實施に關しては何等支障を生ぜざるのみならず取締も亦順調に行はれ居れり。

度量衡器及計量器需要高 最近管内に於て販賣せる度量衡器及計量器の數量及金額を營業者別に示せば左の如し

度量衡器販賣者

年度別	種別		數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
	度量衡器	計量器								
昭和十二年度	一	一	一〇、八六四	二、七〇四	三、七〇八	二、三六二	二、八八三	四六、二七六	四六、四五五	

計量器販賣者

年度別 種別	計 壓 器		浮 秤		温 度 計		乳 脂 計		計	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
昭和十二年度	二五箇	一、六四円	一三〇箇	一九四円	五、九三箇	九、五五円	一八箇	六円	六、三六箇	一一、四二円

特殊販賣者

年度別 種別	目盛ある玻璃製機		體 温 計		計	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
昭和十二年度	一七箇	一〇三円	一、〇五箇	一、七三円	一、一〇箇	一、三〇〇円

第十八章 産業試験

第一節 中央試験所の沿革

明治三十九年時の民政署は南樺太を退去せる露人の牛馬を山野に馳驅するを集め貝塚、一の澤、古牧、軍川及並川の五箇所に牛馬收容所を設け翌年七月全部之を貝塚に併せ貝塚種畜場と改め、種畜の育成事業を開始せり。而してそれと同時に農業的富源開發の必要を認め、地を並川に相して假試験場を設置し適種適作物の試験調査を試みたり。之本島に於ける農事試験の濫觴なり。越えて同四十一年前者は樺太廳種畜場後者は樺太廳農事試験場と改稱せられ、同四十四年豊原郡豊北村字小沼に兩場相亞で移轉せられたるも農事試験場は大正元年更に並川附屬農園に本場を移せり。然るに本島農業經營の時運漸く有畜農法の妙諦に即せしむるの要あるに鑑み、大正七年六月種畜場を農事試験場に合併し小沼をその分場とすると共に眞岡郡眞岡町字遠泊の農事試験農園を分場に改め西海岸地帯の農事試験に當らしめたり。而して大正九年並川の農事試験場は再び小沼に移轉し、其の後試験部門の追加擴張を圖りて農事、畜産、化學の三部を置けり。

水産に關しては明治四十一年十月西海岸樂磨に樺太廳水産試験場を設けたるを以てその嚆矢とせり當時に於ては主として水産製造に關する試験及調査を試みるに過ぎざりしと雖も、本島の水産は所謂

世界三大漁場の一を控へ、之が海田の開発は島産業上亦最も重大なる關係を有するを以て、大正七年之が試験事業を擴充し從來の製造部に加ふるに漁撈、養殖の二部を置き、爾來各種の試験研究調査を續行することゝなれり。

更に林業方面を見るに、往事全島は鬱蒼として千古斧鉞を加へざる森林を以て覆はれ他に比類を見ざる一大林産地として一帯帯水の北海道と相對峙したるを以て之が試験研究の史も亦久しきに遡る。即ち明治四十二年樺太廳に臨時工業調査所を設置するや、大泊にその工場を設け主として林産製造に關する試験を開始し大正五年之を廢止せり。然るに之に先立ち樺太廳は大正元年更に豊原の近郊大澤に國有林三千町歩を劃して大澤試験林(同廳林業課所屬)を設け天然更新及人工造林に關する試験を施行したりしも、偶々同八、九年に至り樺太松毛蟲發生し、其の被害に加ふるに數次の山火に襲はれ全島を擧げ林業史上未曾有の慘事に遭遇したる結果遂に所期の目的を達するに至らざりき。爾來専ら松毛蟲の防除竝に森林保護方面に關する試験調査に主力を傾注せしが漸く之が終熄を見るに至りしを以て、同十二年再び林業經營に關する試験調査の事業を興し、東海岸保呂の國有林約五千六百町歩を試験林に設定し以て林業全般の試験を施行するとともに、他方大澤試験林の蟲害山火跡地一、三一五町歩に人工造林に關する試験を施行せり。而して保呂試験林は昭和四年九月その南方隣接國有林を編入し總面積七、六五五町歩を算するに至れり。

斯くして農事、畜産、水産竝に林業に關する試験調査の事業は各別の機關に於て之を遂行し來たれ

りと雖も其の規模概ね狭小にして目的達成には幾多遺憾の點ありしに鑑み、昭和四年九月從來の農事、水産兩機關を廢止すると共に樺太廳に於ける林業試験事業及醸造指導事業をも移して中央試験所を創設し農事、畜産及林業に關する試験部門は之を小沼に置き、水産に關する試験部門は舊機關をその儘繼承して樂磨に分置し、宇遠泊舊分場は之を宇遠泊農事試験支所と改むる等試験研究の陣容を整へたり、越えて昭和十二年一月惠須取町に農事試験支所を開設し又昭和十三年三月には更に化學工業部を新設し本島特殊工業資源の開発利用に關する試験研究を開始せるを以て近き將來に於て之が機構完成するに於ては本島産業の開発上一新紀元を劃するに至るべし。

事業

本島に於て夙に識者の囑目する産業必ずしも鮮しとせざるも、之が完成垂統を期する上に於て今後慎重なる試験調査に俟つべきもの亦甚だ多く、就中基礎的産業の開発と之等産業の生産に立脚せる化學工業の具現大成とは本島拓殖の促進上最も急務なるを以て本所の試験研究は概ね之が振興助長に主力を傾注せり。今事業の概目を擧ぐれば左の如し

- 一 農業、畜産業、林業、水産業及化學工業に關する研究調査、試験、分析、鑑定、講習及講話。
- 二 種子、種畜、種禽、種卵其他研究調査又は試験の結果に因る物料等の處理、育成、製造、配付又は貸付。

中央試験所の組織は農業部、畜産部、林業部、水産部及化學工業部の五部並に庶務課より成り本所を豊原郡豊北村に又水産部を眞岡郡樂磨に設置し、各部課には夫々部長及課長を置き部課に屬する事務を掌理せしめ其の定員は技師十四名、書記五名、技手三十一名にして配するに雇員四十八名を以てせり。尙特殊事情に在る本島西海岸地方に於ける種藝園藝に關する調査試験を擔當せしむる爲宇遠泊及惠須取に農事試験支所を設置せり。

第二節 試験部門

農業

農業部に於ける事業の分掌左の如し

農業部は主として種藝、病害、害虫及農藝化學に關する研究部門にして本島の如き特殊自然要素の下に栽培可能なる適作物の査定、主要農作物の品種改良、寒地栽培に適する耕種法の創案改良、農業用器具機械の改良創案、農業氣象に關する觀測調査、農業經營試驗調査其他種子、種苗の鑑定及配付に關する事項、諸種病害蟲の防除法に關する試験調査有用野草の利用に關する研究、本島各種土壤の成因分布並に理化學的組成性状の究明各種土壤の農業的利用價值査定及其の改良法、各種土壤に於ける主要農作物の合理的施肥法に關する試験調査島産農産物の組成成分の査定並に之が適切なる加

工利用法の創案等に關する事項を掌る。

從來試験の結果擧げ得たる成績中其の主なるものを掲ぐれば左の如し

一、適作物の査定試験

廣く各地より各種作物の種苗を蒐集試作したる結果、其の成績良好にして本島の風土に恰適するものと認めたる作物中其の主なるもの左の如し

大麥、稈麥、小麥、ライ麥、燕麥、稈燕麥、蕎麥、豌豆、蠶豆、苳菜、亞米利加防風、瑞典蕪菁、青刈用玉蜀黍、牧草、蕪蕪、甜菜、亞麻、馬鈴薯、蘿蔔、蕪菁、牛蒡、胡蘿蔔、火焰菜、葱、塘蒿、土當歸、石刀柏、胡瓜、甘藍、球莖甘藍、花椰菜、羽衣甘藍、苜蓿、白菜其他葉菜類、草蓐、須俱利、總須俱利等。

右の中小麥、燕麥、豌豆、蠶豆、馬鈴薯、甜菜、瑞典蕪菁、牧草、葉菜類は特に本島の風土に恰適し其の收量、品質共に極めて優良なる重要農作物なり。

二、品種改良

優良品種査定試験により本島の風土に好適せる主要農作物の優良品種を査定すると同時に稈麥、小麥、燕麥及馬鈴薯等に就ては純系淘汰法により優良品種の第一次的育成として樺丸實一號外五種の新優良品種を選出し更に人工交配法により馬鈴薯新優良品種日の丸一號同二號を育成せしが目下小麥甜菜に就き同法により新品種の育成試験を施行中なり。

三、耕種法改良試験

主要作物に就き寒地栽培に適する耕鋤法の創案試験、播種適期査定試験、播種適量査定試験、播種法試験、生育領域査定試験、除草中耕回数並に適期査定試験、收穫適期査定試験、栽培努力調査、除葉が馬鈴薯の生育並に収量、品質に及ぼす影響査定試験、綠肥作物の混播が亞麻の生育に及ぼす影響と混播綠肥作物の収量査定試験、摘心による蠶豆の成熟期促進試験、杞柳に對する凍害防止法創案試験、蔬菜類の早熟法創案試験、有用野生植物の作物化に關する豫備試験等を行ひ、見るべき成績を挙げたり。

四、優良農具に關する調査

本島に於て新案作製せられたる洋犁、培土器、除草器等に就き調査し、其中優良と認めたるものを優良農具として決定せり。

五、實習生養成

一年間農家の子弟を收容し農村の中堅人物養成に努め、昭和八年迄に七十九名の修業者を出せり。而して昭和九年以降本施設は樺太廳拓殖學校に移管せり。

六、種苗配付

従來の試験の結果得たる主要作物の優良品種を増殖の上、之を原種として興農會又は農事實行組合並に一般當業者に配付し以て農産の改良増殖に努めたり。

害蟲に關する試験調査

一、本島の重要病害蟲たる麥類赤黴病、馬鈴薯黑痣病、クロウリハムシモドキ、ダイコンバへ、ヨタウガ等に對する適切なる防除法に關する試験調査を完了したるがその成績見るべきものあり
有用野草に關する調査

一、本島山野に自生する有用野草に關する調査の一部を完了し其の種類分布を探究すると共に之が利用價值を闡明せり。

化學に關する試験調査

一、土壤に關する事項

- (一) 本島土壤の成因並に其の普遍的性狀に關する基礎的調査試験
- (二) 樺太ポトゾル系土壤を構成する各種標式土壤の種類性狀並に其の分布に關する調査
- (三) 褪化ポトゾルの礦質酸性土壤の改良利用に關する調査試験
- (四) 地方的高位泥炭土(所謂サガレンツンドラ)の農學的改良利用に關する調査試験
- (五) 本島に特有なる不毛性ハンノキ跡地土壤の不毛性原因並に其の改良利用に關する調査試験

驗

(六) 甜菜栽培適地の土性に關する調査

二、肥料に關する事項

産業試験

- (一) 河流横溢土標式土壤に於て主要作物を栽培する場合の初期地力減耗度査定に關する試験
- (二) 河流横溢土標式土壤の小麥、蠶豆及馬鈴薯に對する養分天然供給量査定に關する試験
- (三) 樺太ポドゾル系各種酸性土壤に對する石灰給與量査定に關する試験
- (四) ポドゾル標式A・B各層土の小麥に對する養分天然供給量並に窒素磷酸の施用適量査定に關する試験

三、農産物分析加工に關する事項

- (一) 島産主要食用作物中大麥、稈麥、小麥、ライ麥、燕麥、蕎麥、豌豆、蠶豆の普通成分査定に關する試験
- (二) 島産小麥種實の理化學的性能査定に關する調査試験
- (三) 島産主要特用作物中馬鈴薯、甜菜、薯蕷、薄荷、罌荷の有用成分査定に關する試験
- (四) 馬鈴薯の冷凍乾燥法に關する基礎的試験
- (五) 蘿蔔の冷凍乾燥による加工利用法に關する試験

昭和十三年度に於ける主なる事業項目左の如し
種藝に關する試験調査

- 一、豊凶参照試験
- 二、適作物査定試験

- 三、主要作物優良品種査定試験
- 四、小麥、甜菜、胡瓜の育種試験
- 五、小麥、蠶豆、馬鈴薯栽培に於ける耕鋤の省略が作物の生育に及ぼす影響査定試験
- 六、小麥、蠶豆、瑞典蕪菁を主作物とする場合に於ける綠肥作物の恰適栽培法査定試験
- 七、超短電波處理による農作物生育促進に關する試験
- 八、早期播種法査定試験
- 九、播種上より觀たる綠肥作物の開花調節法創案試験
- 一〇、瑞典蕪菁の栽培法査定試験
- 一一、飼料作物生産費調査
- 一二、採種用レッドクローバー栽培經濟調査
- 一三、早春期に於ける新鮮蔬菜育成法創案試験
- 一四、薯蕷の恰適栽培法査定試験
- 一五、農産物罐詰に關する試験調査
- 一六、簡易温室に關する調査試験
- 一七、有用野生植物エゾリンドウの栽培法に關する試験
- 一八、農業に關係ある各種氣象觀測調査

- 一九、農業經營法の基準創案試験調査
- 二〇、農作物優良品種の増殖普及を目的とする原種圃の經營及原種の配付害虫に關する試験調査

一、病害に關する調査試験

- (一) 甜菜蛇眼病の防除に關する調査試験
- (二) 胡瓜黒星病の生理生態に關する調査
- (三) 甜菜病害の種類並に分布に關する調査
- (四) 麥角に關する研究
- (五) 一般病害の種類並に發生に關する調査

二、害虫に關する調査試験

(一) 針金蟲に關する調査試験

イ、針金蟲の生態調査

ロ、針金蟲の驅除試験

- (二) 甜菜害虫の種類並に分布に關する調査
- (三) 一般害虫の種類及分布に關する調査
- (四) 重要害虫の飼育調査

(五) 誘蛾燈による趨光性昆虫の採取調査

三、野草に關する調査

- (一) 圃場雑草に關する調査
- (二) 有用野草に關する調査

化學に關する試験調査

一、樺太ポドゾル系土壤細密調査(留多加町)

二、本島各標式土壤の肥瘠判定法査定試験

三、「ポドゾル」標式土壤酸度矯正用石灰實際適量査定試験

四、河流横溢土標式土壤に於ける主要作物の連作並に輪作による土壤性状の變化特に生産力變化査定試験

五、甜菜窒素質肥料として智利硝石硫安混合歩合による甜菜葉色と收量との相關率査定試験

六、「ポドゾル」系「ポドゾル」標式土壤に於ける小麥、蠶豆、甜菜に對する養分天然供給量査定試験

七、「ポドゾル」系「ポドゾル」標式土壤に於ける甜菜の酸度矯正用石灰實際適量査定試験

八、「ポドゾル」系標式土壤に於ける厩肥による地力増進度査定試験

九、島産小麦子實の乾燥程度の差異が其の貯藏中子實の理化學的性質特に麵麩可燃性に及ぼす影響査定試験

一〇、薄荷除蟲菊の有効成分含量査定試験

一一、樺太農産物検査上利用せらるべき氷點下の低温度に於て使用可能なる迅速水分檢定法の創案に關する研究

尙當部に於ける試験研究調査の成績にして特に重要なりと認むる事項は之を纏録の上所報として廣く當業者並に關係方面に配付し、以て業績の普及徹底に努めたり。既往に於て發行したる所報次の如し

種類	所報別番號	種別	所報類ノ番號	題名	發行年月
業務概要				昭和四年度 農業部	昭六、三
同				昭和五年度 同	昭六、一〇
同				昭和六年度 同	昭八、三
同				昭和七年度 同	昭九、三
同				昭和八年度 同	昭一〇、三

種類	所報別番號	種別	所報類ノ番號	題名	發行年月
報告	第一號	第一(農業畜産)類	第一號	昭和九年度 同	昭一、一〇
同	第二號	同	第二號	昭和十年度 同	昭一、三
同	第一〇號	同	第三號	ヨタウガに關する調査成績	昭一〇、三
同	第一一號	同	第四號	誘蛾燈に依る趨光性昆蟲に關する調査成績	昭一〇、九
同	第一三號	同	第五號	樺太に於ける小蠶の生育現象に就て	昭一〇、一
同	第一六號	同	第六號	樺太産有用野生植物	昭一、一
同	第一八號	同	第七號	樺太産有用野生植物	昭一、三
同	第一九號	同	第八號	I 古生花被亞綱 II 樺太産卷播型小麦子實の理化學的性質に關する研究	昭一、三
彙報	第一號	同	第一號	I 小麦に於ける一畸形の出現に就て II 樺太産第一報鱗翅目(蝶類)	昭一、三
同	第八號	同	第二號	主要農作物優良品種の解説	昭七、三
同	第九號	同	第三號	樺太農作物害虫目錄	昭九、二
同	第一四號	同	第四號	甘藍	昭九、四
同	第一五號	同	第五號	馬鈴薯	昭一〇、五
同	第一六號	同	第六號	製麩法に就て	昭一〇、七
				人工厩肥の製造と其の施用に就て	昭一〇、七

時 報	第四五號	第一 (農業)	第二五號	稗燕麥の新優良品種「早生稗」の特性と 其の栽培上の注意	昭 一二、五
同	第四六號	同 (畜産)	第二六號	小麥の新優良品種「曉」に就て	昭 一三、五

畜 産

畜産部に於ける事業の分掌は左の如し

畜産部は主として家畜、家禽及毛皮獣の改良、蕃殖、飼養管理及病理、衛生に關する事項、畜産物の利用及化學的試験調査に關する事項、飼料作物の耕作及生産に關する事項、種畜、種禽及種卵の生産貸付、配付及種付に關する事項、畜産に關係ある物料の分析及鑑定に關する事項等を掌る。

従來行ひたる試験調査事項中既に結了せる主なるものを挙げれば次の如し

- 一、家畜、家禽及毛皮獣の改良蕃殖に關する事項
- (一) 牡馬の最適受胎時査定試験
- 二、家禽、家禽及毛皮獣の飼養管理に關する事項
- (一) 乳牛の經濟的調査試験
- (二) 乳用種牡犢の經濟的飼育試験
- (三) 蠶豆及大豆粕の乳牛飼料價值比較試験
- (四) イワノガリヤスの乳牛飼養試験

- (五) 青豌豆、蠶豆及練粕の乳牛飼料價值比較試験
- (六) エーローデントコーン及アルサイクロバーエンシレージの畜牛の發育に及ぼす影響試験

驗

- (七) 練粕の畜牛の發育に及ぼす影響試験
- (八) デントコーンエンシレージ、瑞典蕪菁及莖菜の乳牛飼料價值比較試験
- (九) 甜菜莖葉根冠の乳牛飼料價值査定試験
- (一〇) 乳牛の綠芻攝取量並に之が泌乳能力に及ぼす影響試験
- (十一) 牧草地の經濟的利用法に關する試験
- (十二) 紫外線の妊牛並に其の胎仔の發育に及ぼす影響試験
- (十三) 甜菜莖葉根冠エンシレージの乳牛飼料價值査定試験
- (十四) 牝牛の綠芻攝取量並に之が發育に及ぼす影響試験
- (十五) 土砂附着甜菜莖葉根冠の乳牛の健康並に泌乳能力に及ぼす影響試験
- (十六) ビートバルプの乳牛飼料價值査定試験
- (十七) 運動及手入の畜牛の發育に及ぼす影響試験
- (十八) 生肉代用品の仔狐の發育に及ぼす影響試験
- (十九) 種卵の孵化並に雛の發育に及ぼす紫外線の影響試験

- (二十) 融雪期に多發する鶏の疾病_下及ぼす肝油又は紫外線の影響試験
 - (二十一) 家兎の飼養試験
 - (二十二) カーキキキャンベルの飼養試験
- 三、家畜、家禽及毛皮獸の病理衛生に關する事項
- (一) 甜菜莖葉根冠給與量の妊牛の健康に及ぼす影響試験
 - (二) 牛の顆粒性腦炎の治療法に關する試験
 - (三) 養狐の蛔蟲及十二指腸蟲竝に條蟲の驅除藥に關する試験
 - (四) 斃死狐の死因に關する調査
 - (五) 養狐寄生蟲の種類調査
 - (六) 養狐耳疥癬蟲驅除藥創案に關する試験
 - (七) 養狐のサルモネーラ菌屬に關する豫備試験
- 四、畜産物の利用及化學的試験調査に關する事項
- (一) チェダーチーズ製造試験
 - (二) プロセスチーズ製造試験
 - (三) 牛乳味噌及牛乳醬油製造試験
 - (四) 牛乳豆腐製造試験
 - (五) 島産飼料の普通分析竝に無機成分定量試験

- (六) 乳酸菌檢索利用試験
 - (七) ハンドウォーカー改良試験
 - (八) 乾酪成熟庫に關する試験
 - (九)刈取乾燥中飼草の降雨による養分喪失量査定試験
 - (十) 島産飼料の消化率査定試験
- 五、飼料作物の耕作及生産に關する事項
- (一) 不凍簡易サイロの創案に關する試験
- 昭和十三年度に於ける事業項目を列擧すれば左の如し
- 一、家畜、家禽及毛皮獸の改良蕃殖に關する事項
- (一) 種狐の改良試験
 - (二) 飼料配合の仔狐の發育竝に蕃殖に及ぼす影響試験
- 二、家畜、家禽及毛皮獸の飼養管理に關する事項
- (一) 濃厚飼料代用品としてのビートバルブ及甜菜莖葉根冠エンシレージの飼料價值比較試験
 - (二) 肉用牡犢の經濟的屠殺年齢査定試験
 - (三) 畜牛の晩秋放牧停止適期査定試験
 - (四) 分娩哺育時の管理方法に依る養狐の育成率増進に關する試験
 - (五) 放牧の仔狐の發育に及ぼす影響試験

産業試験

- (六) 樺太犬の経済的飼養試験
- (七) 養豚の管理法に関する試験
- (八) ミンクの飼養試験
- (九) 蜜蜂の飼養試験
- 三、家畜、家禽及毛皮獣の病理衛生に関する事項
 - (一) 馬の内寄生蟲に関する調査
 - (二) 馬虻の習性並に驅除適期に関する試験
 - (三) 養狐の條蟲中間宿主に関する試験
- 四、畜産物の利用及化學的試験調査に関する事項
 - (一) 脱脂乳を主原料とする養狐飼料調製試験
 - (二) 養狐に於ける飼料の消化率査定試験
 - (三) レンネット製造試験
 - (四) 畜産物の利用
- 五、飼料作物の耕作及生産
 - (一) 不凍簡易サイロ利用による春期給與用根菜類の貯藏試験
 - (二) 牧草地の更新期に関する調査試験

(三) 飼料の生産

六、種畜及種卵の生産貸付、配付及種付に関する事項

(一) 種牛及種馬の生産、貸付及種付

(二) 種狐、種豚、種細羊、種鶏及種卵の生産及配付

尙當部に於ける試験研究調査の成績にして特に重要なりと認むる事項は之を纏録の上所報として廣く當業者並に關係方面に配付し以て業績の普及徹底に努めたり。既往に於て發行したるもの左の如し

種類	所報別番號	種別	所報類ノ番號	題	畜産部	名	發行年月
業務概要	同	同	同	昭和四年度	同	昭六、三	
同	同	同	同	昭和五年度	同	昭六、一〇	
同	同	同	同	昭和六年度	同	昭八、三	
同	同	同	同	昭和七年度	同	昭九、三	
同	同	同	同	昭和八年度	同	昭一〇、三	
同	同	同	同	昭和九年度	同	昭一一、一〇	
同	同	同	同	昭和十年度	同	昭一二、三	
同	同	同	同	養狐の飼養		昭七、三	
同	同	同	同	乳牛の飼養法		同	

産業試験

彙報	第一〇號	第四類	第三號	兔毛皮の簡易製法	昭九、五
同	第一一號	同	第四號	放牧地の經濟的利用法と其の合理的經營法に就て	昭九、七
同	第一八號	同	第五號	バター製造要項(其の一)	昭一〇、九
同	第二三號	同	第六號	簡易豚肉加工法	昭一二、二
同	第二四號	同	第七號	アイスクリーム製造法	昭一二、三
彙報	第一輯			農産物家畜飼料(分析成績)	昭八、一
時報	第一八號	第一(農業畜産)類	第八號	樺太に於ける牛乳取扱上の注意	昭七、七
同	第一九號	同	第九號	脱脂乳の利用法	同
同	第二〇號	同	第一〇號	鶏の自然孵化に關する注意	昭七、八
同	第二五號	同	第一四號	犢の除角と其の方法に就て	昭八、二
同	第三二號	第四類	第五號	養狐の耳疾患に對する應急手當	昭九、五
同	第三四號	同	第六號	軟質チーズの製造法	昭九、八
同	第四四號	同	第七號	養狐蜘蛛及十二指蜘蛛驅除の奨め	昭一一、八

林業

林業部は本島林業の合理的發達の研究を目標とする部門にして、森林育成の方面としては主として

人工造林法、天然更新法、森林の保護撫育及森林氣象に關する事項の研究を、木材利用の方面としては木材の理化學的性質の研究、木材其の他林産物の利用加工法、處理竝に保存に關する事項の研究を施業經營の方面としては林木の生長竝に材積の査定及森林の施業法に關する試験竝に試験林の管理經營に關する事項を掌る。

業績中既に闡明せられたる事項を一括して示せば左の如し
一、人工造林に關する事項

- (一) トドマツ、エゾマツ、グイマツ、シラカンバ及ダケカンバ種子形態調査
- (二) トドマツ、エゾマツ、グイマツ及シラカンバ種子成熟時期調査
- (三) トドマツ、エゾマツ及グイマツの結實年度調査
- (四) トドマツ、エゾマツ、グイマツ、シラカンバ及ダケカンバ種子の播種前に於ける準備的處理法に關する試験
- (五) 播種床に於けるトドマツ、エゾマツ稚苗の土壤凍結に因る被害防除試験
- (六) トドマツ、エゾマツ及グイマツの苗木養成上適當なる土壤の査定試験
- (七) 島外有用樹種中テウセンカラマツ、カラマツ、オオシウタウヒ、バンクシヤマツ、リギダマツ、シナアカマツ、マンシウクロマツ、オオシウアカマツ、ドイックロマツ、ストロウブマツ、テウセンゴエフ、サワグルミ、オニグルミの適種選出試験

- (八) トドマツ、エゾマツ、グイマツ、カラマツ、テウセンカラマツ、オオシウタウヒ苗木山出年次に關する調査試験
- (九) トドマツ、エゾマツ、グイマツ、カラマツ、テウセンカラマツ、オオシウタウヒの幼苗造林試験

二、造林苗木の生長時期に關する調査

- (一〇) 造林苗木の生長時期に關する調査
- (一一) 山火跡造林地の氣象狀況調査
- (一二) 播種造林地に於けるトドマツ、エゾマツ及グイマツの生長狀況調査
- (一三) トドマツ、エゾマツ天然苗の人工造林用苗木として價值査定試験
- (一四) オオシウタウヒの本島に於ける適應性並に其の造林法に關する調査試験
- (一五) トドマツ、エゾマツ天然生苗木の移植に關する調査試験
- (一六) 本島各地主要造林苗圃に於ける土性に關する調査
- (一七) 本島主要造林樹苗の肥料三要素試験
- (一八) 本島主要林木種子の貯造法試験

二、天然更新に關する事項

- (一) 原生林内氣象觀測
- (二) カラフトグルミの分布調査

- (三) 南樺太に於ける天然生グイマツ分布調査
- (四) トドマツ、エゾマツ混淆林の林型調査
- (五) トドマツ、エゾマツ混淆林に於ける樺太應擇伐作業法の適用試験
- (六) トドマツ、エゾマツの發生と林床植物群落との關係調査
- (七) 帶狀皆伐地に更新する稚樹の造林學的性質に關する調査
- (八) トドマツ及エゾマツ原生林内に於ける病傷害木に關する調査
- (九) 林床處理と發生並に生長との關係試験

三、森林保護に關する事項

- (一) エゾマツ寄生キクヒムシ科昆蟲の樹体内に於ける分布狀況調査
- (二) タウヒのハダニの驅除法試験
- (三) ヤツバキクヒムシの慘害防除對策に關する調査研究
- (四) 誘蛾燈による趨光性昆蟲調査
- (五) ヤツバキクヒムシの生態調査
- (六) エゾマツ加害キクヒムシ類の發生と林況並に地況との關係調査

四、林産物の利用に關する事項

- (一) 針葉樹廢材木炭に就ての研究

産業試験

- (二) 本島保呂産トドマツ材の機械的性質に関する研究
 - (三) 本島保呂産エゾマツ材の機械的性質に関する研究
 - (四) 本島産トドマツ及エゾマツ立木の季節別含水率に関する調査
 - (五) 本島敷香産グイマツ材の機械的性質に関する研究
 - (六) 本島産有用針葉樹材の物理的性質に関する研究、保呂産トドマツ(其の一)
 - (七) 本島に於ける針葉油製造の研究並に之が經濟調査
 - (八) エゾマツ及トドマツ丸太の樹皮の厚さ及樹皮率に関する調査
 - (九) エゾマツ及トドマツ丸太の邊材の厚さ及邊材率に関する調査
 - (一〇) エゾマツ及トドマツ丸太の屋内天然乾燥經過調査
 - (一一) 本島産有用樹木の組成成分に関する試験
 - (一二) トドマツ及エゾマツ病害蟲被害木の組成成分に関する試験
 - (一三) 本島産エゾマツ立木よりの松脂採集試験
 - (一四) 郷土樹種を利用する木材工藝品の作製に関する調査試験
- 五、林木の生長並に材積の算定に関する事項
- (一) 本島産針葉樹丸太材積に関する調査
 - (二) 本島保呂産トドマツ及エゾマツの形數調査

- (三) 南樺太に於けるグイマツ天然林の林木構成並に生育狀況に関する調査
 - (四) 本島に於ける薪材の層積と實積との關係調査
 - (五) 本島に於けるトドマツ及エゾマツ天然林木の枝條量並に枝條率に関する調査
 - (六) 本島原生林に於けるトドマツ及エゾマツの生長調査
- 昭和十三年度に於ける主なる事業項目を挙げれば左の如し

一、人工造林に関する事項

- (一) 天然苗の植樹造林用苗木としての價值に関する調査試験
- (二) 母樹の形態と所産毬果及種子の品質並に稚樹生長との關係試験
- (三) 風害跡地の造林に関する調査試験
- (四) 植栽苗木の形状と造林地に於ける生育との關係試験
- (五) 森林樹木殊に其の稚樹稚苗に對する日長効果試験
- (六) 造林地苗圃及見本園並に母樹林の管理經營

二、天然更新に関する事項

- (一) 林床處理とトドマツ、エゾマツ稚樹の發生並に生育との關係調査試験
- (二) 林床處理に因る土壤の物理的性質の異動調査試験
- (三) トドマツ、エゾマツ天然幼齡林除伐試験

産業試験

- (四) 本島中部地方原生林の更生状況に関する調査
- (五) 森林氣象觀測調査
- 三、森林保護に関する事項
 - (一) 森林昆蟲基本調査
 - (二) 森林昆蟲飼育並に害蟲驅除豫防試験
 - (三) ヤツバキクヒムシの被害消長に関する調査
 - (四) 森林鳥類の食性に関する調査
- 四、林産物の利用に関する事項
 - (一) トドマツ及エゾマツの燒害木、病蟲害木及風倒木に對する理化學的性質試験
 - (二) 郷土樹種を利用する木材工藝品の作製に関する調査試験
 - (三) トドマツ及エゾマツ病蟲被害材利用バルブ製造試験
 - (四) 瓦斯發生用木炭として合適せる樹種及炭質査定特に針葉樹廢材枝條及未利用濶葉樹炭の適應性に関する調査
- 五、試験林の施設經營に関する事項
 - (一) 本島に於けるトドマツ、エゾマツ、グイマツ天然林の生長及收穫に関する調査
 - (二) 試験林經營試験

イ、試験林の風倒木處分に伴ふ集材運材の機械力應用試験
 ロ、試験林の山火警防
 ハ、試験林の施設

尙當部に於ける試験研究調査の成績にして特に重要なものと認むる事項は之を纏録の上所報として廣く關係方面に配付し以て業績の普及徹底に努めたり。既往に於て發行したるもの左の如し

種別	所報別番號	種別	所報類ノ番號	題名	發行年月
業務概要	同	同	同	昭和四年度 林業部	昭六、三
同	同	同	同	昭和五年度 同	昭六、一〇
同	同	同	同	昭和六年度 同	昭八、三
同	同	同	同	昭和七年度 同	昭九、三
同	同	同	同	昭和八年度 同	昭一〇、三
同	同	同	同	昭和九年度 同	昭一一、一〇
同	同	同	同	昭和十年度 同	昭一二、三
報告	第三號	第二(林業)	第一號	樺太に於けるトドマツ、エゾマツ天然林の林型に関する調査	昭七、一一
同	第四號	同	第二號	樺太産有用針葉樹材の機械的性質に関する研究 I. 保呂産トドマツ	昭七、一二

水産

水産部に於ては科學的檢索部門及事業的檢索部門に分ち主として淡水水棲生物の形態及生態、海洋漁場、湖沼の調査に關する事項、漁具、漁法、漁船に關する事項、水産物の化學研究、水産物の加工利用、水産製品の改良並水産に關する物料の分析及鑑定に關する事項、淡水水棲生物の増殖保護、種卵の配付に關する事項、水産科實習生の養成に關する事項等を掌る。從來試験の結果闡明したる事項に付之を列擧すれば左の如し

一、生物調査

- 一、産卵鯉の洄游時期と生殖素の成熟度との關係
- 二、産卵鯉の洄游適温範圍
- 三、沖合洄游鯉及沿岸洄游鯉の餌料に關する事項
- 四、沿岸群來鯉の年齢に關する事項
- 五、本島に來游する産卵ニシンの形態に關する事項
- 六、西海岸に於けるトラバカニの棲息所及移動狀況
- 七、雌カニの放卵時期に關する事項
- 八、雄カニの洄游時期並に適温範圍

九、トラバ蟹の形態の地方的變異

一〇、マスの洄游適温範圍

- 一一、マスの沖合洄游と浮游生物との關係
- 一二、形態に表はれたるマスの地方的變異性
- 一三、標識放流に依るマスの洄游移動範圍
- 一四、標識放流に依るサケの洄游移動範圍
- 一五、サケの速度に關する事項
- 一六、イタニ草の培養法並に移植適地に關する事項

一一、海洋に關する調査

本島近海の海洋の性状並に四季に於ける變化

一二、漁場調査

- 一、水深並に底質及棲息魚族に關する事項
- 二、長濱沖合赤岩札塔間沖合手繰適地に關する事項
- 三、水深及底質に依り手繰網操業適地に關する事項
- 四、西海岸及東海岸に於けるスケトウタラの漁場の探險及漁撈法の改善及處理加工の創案に關する事項

- 五、東海岸海上に於けるカニの棲息漁場に関する事項
- 四、湖沼調査
 - 一、本島に散在する湖沼の利用開發に関する調査及試験
 - 二、夏期西海岸北部沖合タラ漁業試験
 - 三、イワシ流網漁業試験に関する事項
 - 四、秋期南海岸及西海岸に於けるスケトウタラ漁業試験
 - 五、東海岸に於けるケカニ漁業試験に関する事項
- 五、水産科實習生の養成
 - 一年間漁業家の子弟を收容し漁村の中堅人物養成に努め昭和十二年迄は八十一名の修業者を出せり。
- 六、水産物利用に関する試験
 - 一、ニシン鹽藏法改良に関する事項
 - 二、サケ、マス卵鹽藏法改良に関する事項
 - 三、夏タラを利用する鹽藏法に関する事項
 - 四、ウニ鹽藏法改良に関する事項
 - 五、魚類燻製に関する事項

- 六、魚粕製造用竈竝燃料の改善に関する事項
- 七、魚粕防腐に関する事項
- 八、冷温を利用する水産物加工貯藏試験に関する事項
 - 1. 製鹽法の創案に関する事項
 - 2. 魚類肝油製造法創案に関する事項
 - 3. 凍乾魚糧製造法創案に関する事項
 - 4. 凍乾明太魚製造に関する事項
 - 5. 簡易氷藏庫に依る魚類貯藏法に関する事項
 - 九、ニシンの加工利用に関する事項
- 七、水産物の増殖に関する試験
 - 一、サケ人工孵化法改良に関する事項
 - 二、チカ人工孵化法改良に関する事項
 - 三、タラバカニ人工孵化法創案に関する事項
 - 四、サケ卵移殖に関する事項
 - 五、ニジマス竝にチカ卵移殖に関する事項
 - 六、コンブの間引に依る増殖に関する事項

産業試験

三六二

- 七、洄歸率調査
- 八、川水利用に依る鮭稚魚飼育法に關する事項
- 八、水産生物の蕃殖保護に關する試験
- 製紙竝に製紙原料パルプ工場廢液の魚介藻類の生活に及ぼす影響に關する事項
- 九、サケ種卵の配付

昭和十三年度に於ける事業項目左の如し

- 一、科學的檢索部門
 - 一、ニシンの洄游調査
 - 二、海洋觀測調査
 - イ、横斷海洋觀測調査
 - ロ、定地海洋觀測調査
 - 三、沿岸氣象觀測
 - 四、東海岸海區水産資源開拓に關する調査試験
 - イ、水下魚生態の調査
 - ロ、有用海藻類の調査
 - 五、西海岸北部海區水産資源開拓に關する調査試験

漁場細密調査

- 六、凍結法に依る魚類肝臟より採油したる際に生ずる肝臟殘滓の利用法に關する調査試験
- 七、こんぶの原藻竝に製品成分の季節的變化に關する調査
- 八、こんぶの蕃殖に關する調査試験

二、事業的檢索部門

- 一、南海岸海區水産資源開拓に關する試験
 - イ、ほたてがひの採苗試験
 - ロ、こんぶの増殖法に關する試験調査
- 二、南海岸海區水産資源利用に關する調査試験
 - ひとでの利用法に關する調査試験
- 三、東海岸海區水産資源開拓に關する調査試験
 - イ、あぶらさめ漁業調査試験
 - ロ、ふぢこ及えぞほらがひに關する漁場調査
- 四、西海岸北部海區水産資源開拓に關する調査試験
 - イ、光火誘導法によるイワシ漁業調査試験

産業試験

三六三

産業試験

- ロ、あぶらざめ漁業調査試験
- 五、マスの洄游に關する調査
- 六、漁況調査
- 七、蘇聯邦沿海州沖合に於ける機船底曳網漁場調査
- 八、移輸出向魚介類の冷凍冷蔵に關する試験
- 九、イワシ處理加工法に關する調査試験
- 一〇、タラ及スケトウタラの加工法に關する試験
- 一一、サケ人工孵化に關する調査試験
- 一二、川床を利用するサケ人工孵化法に關する調査試験
- 一三、僅少なる用水によるサケ人工孵化法に關する調査試験
- 一四、池中養殖に關する調査試験
- 一五、サケ種卵の配付
- 一六、水産科實習生の養成

尙當部に於ける試験調査の成績にして特に重要なりと認むる事項は之を纏録の上所報として廣く當業者並に關係方面に配付し以て業績の普及徹底に努めたり。既往に於て發行したるもの左の如し

種類	所報別番號	種別	所報類ノ番號	題名	發行年月
業務概要	同	同	同	昭和四年度 水産部	昭六、三
同	同	同	同	昭和五年度 同	昭六、一〇
同	同	同	同	昭和六年度 同	昭八、三
同	同	同	同	昭和七年度 同	昭九、三
同	同	同	同	昭和八年度 同	昭一〇、三
同	同	同	同	昭和九年度 同	昭一一、一〇
同	同	同	同	昭和十年度 同	昭一二、三
報告	第六號	第三類	第一號	南樺太近海産タラバカニの地方型に就て	昭八、九
報告	第三類	水産	第一號	海洋觀測報告 自大正十三年至昭和三年	昭一一、七
同	同	同	同	海洋觀測年報 昭和四年	同
同	同	同	同	同 昭和五年	同
同	同	同	同	同 昭和六年	同
同	同	同	同	同 昭和七年	同
同	同	同	同	同 昭和八年	同
産業試験	報第四號	第三(水産)類	第一號	魚類燻製法	昭七、一〇

時報	第一號	類三(水産)	第一號	西海岸に於ける本年度春鯨來游高豫察	昭五、三
同	第二號	同	第二號	鯨の食用化に就て	昭五、四
同	第三號	同	第三號	昨今の水温分布と鯨群に就て	同
同	第五號	同	第四號	西海岸に於ける昨今の水温分布状況と本年度鯨來游高豫察	昭五、五
同	第六號	同	第五號	架磨近海々況と鯨群に就て	昭五、六
同	第一〇號	同	第六號	乾かずのこ及鹽かずのこ製造法に就て	昭六、五
同	第一一號	同	第七號	にしんの燻製法に就て	同
同	第一四號	同	第八號	すけとう鯨の漁業と之が加工利用法に就て	昭六、一
同	第一五號	同	第九號	春にしんの處理法と其の食用法に就て	昭七、二
同	第一六號	同	第一〇號	鹽蔵にしん製造上の注意	昭七、四
同	第二一號	同	第一二號	凍乾明太魚製造上の注意	昭七、一
同	第二九號	同	第一三號	イクラの製造法に就て	昭八、七
同	第三六號	同		タラ製品の造り方に就ての注意	昭一〇、二

化學工業

化學工業部に於ては化學工業に關聯せる島内資源の開發竝に其の化學工業試験及調査を分掌するも

のにして昭和十三年度に於ける施行事業の項目左の如し

- 一、石炭資源に關する調査及試験
- 二、海綠石の利用に關する調査及試験
- 三、カゼインより可塑物質の製造に關する調査及試験
- 四、甜菜バルブよりペクチン製造に關する調査及試験
- 五、廢糖蜜よりクエン酸製造に關する調査及試験
- 六、バルブ廢液の利用に關する調査及試験
- 七、魚類内臟利用に關する調査及試験
- 八、海藻より沃度、マンニット及アルギン酸の製造試験
- 九、醸造調査試験
 - イ、ツンドラ酒精に關する調査試験
 - ロ、清酒主要成分竝に製造方法に關する調査試験
 - ハ、暖氣廢止酒母に關する實地醸造試験
 - 一〇、助成及指導に關する事務
- 依頼分頼及鑑定試験

宇遠泊農事試験支所

本所は主として西海岸南部地帯の温暖なる氣象環境に即せる種藝及び園藝に關する調査試験を擔當し、當該地方に於て栽培可能なる適作物の査定並に品種改良に關する事項、各主要作物の耕種法に關する事項、農業氣象に關する事項等を掌るものにして尙其の他種子種苗、種卵の配付を行ふものとす。

惠須取農事試験支所

本所は昭和十二年度より開所せるものにして、本島西海岸北部一帯は其の位置北偏せりと雖も對島暖流の影響を被り、自ら其の自然要素に於て特異性を有するを以て本所は當該地方の作況に關する試験調査及普通、工藝、園藝各作物に關する諸般の試験調査並に肥料に關する事項等に就き究明するものとす。

尙其の他種牝馬の種付及農産種子種畜及種卵の配付等の事業を行ふものとす。

第十九章 土 人

第一節 總 覽

我が樺太に在住する土人とはアイヌ、ニクブン(ギリヤーク)オロツコ、キーリン、サンダー及ヤクトの六種族を指稱せるものなり。彼等は從順にして其の智能概して低く、同化の程度稍高きアイヌ族すらも内地人社會の競争場裡に伍し自立し得ざる状態に在るを以て農業、漁業其の他に關し特殊の制度を設け之を保護し、其の生活の基礎を安固ならしむると共に農耕を奨勵して自活思想を養ひ、子弟に教育を授くるの外彼等の風習を毀けざる範圍に於て自由に文明の惠澤に浴せしむる等専ら其の保護誘掖に努めつゝあり。

第二節 種族及戸口

アイヌ族 往昔は廣く樺太全島に亘り居住せしとの説あり。領有當時に於ては東西兩海岸及中央内淵川の沿岸各地に散在し居りたるも、保護上集團せしむる必要を認め鶴城管内のアイヌを除き大正元年より同三年に至る三箇年間に於て東海岸は落帆、白濱、樺保、新間及多來加の五箇所に、西海岸は

多蘭泊、登富津、智來及小茂白の四箇所に夫々集合せしめたるも樞保の居住者は其の希望に依り全部新開に轉住せしめ、尙白濱の土人部落は昭和八年火災の厄に遭ひたるを以て其の一部を富濱に移轉せしめたり。同族は従來有籍の北海道復歸アイヌと本島在來の無籍アイヌとに區別せり。而して本島在來のアイヌは其の智能文化の程度北海道復歸アイヌに比し著しく劣れるも尙他の種族に比し内地人に接すること久しきを以て我が國體の梗概を知り、内地人に對し尊敬の念を有し文化の程度亦比較的進めるを以て昭和八年一月樺太施行法律特例を改正し之に對し均しく戸籍法を施行するに至れり。然れども尙近時物質文明の普及に因る衣食住の激變、内地人移住者増加に伴ひ直接間接に受くる生活上の壓迫、其の他酒精分の過飲、花柳病の傳播等に依り體質劣弱に赴くの嫌あるを以て此等の弊害除去に努め居れり。

ニクブン族 太古に於ける亞細亞人の殘存者にして北部幌内川流域に居住し、先住民族たるオロツコ族間に雜居す。近親結婚を嫌ひ他民族と雜婚するを以て其の體格漸次優良となり能く困苦に耐へ他種族の如く夏季惰眠を食ふことなく孜々として常に冬營準備を怠らず。オロツコ族、キーリン族に比し優越の位置を占む。今後其の指導宜しきを得ば相當の發展を期し得べし。

オロツコ族 トングース族の一派にして其の人口アイヌ族に次ぎ、北部幌内川流域に居住す。馴鹿を飼育すると共に一、二月は山に入り鹿、貂を獲り、三月より五月には海岸に出で、海豹を捕へ、六月より八月迄は鱒鮭漁に従ひ、特に八月の候魚族の溯河するに至れば川を溯り之が漁獲を爲す等一定

の居所を定めず山野水草を逐ふて天幕内に起臥す。一般に無智昧且つ怠惰にして年少にして煙草を好み、酒に親む者あり。斯くして生活難に迫れば他を恨み、或は同族互に反目するの状態なり。然れども教育所設置以來面目頓に革まりたるの觀あり。

キーリン族 本種族の現に我が樺太に居住するもの僅かに十六人、其の本島に渡來したるは他民族に比して遙かに遅きものゝ如し。大陸居住中支那文明の感化を受けたる爲め、他種族に比し文化の度稍進めり。快活にして舉動敏捷、種族的偏見少なきも漂泊性に富み轉々居を移せり。

サンダー族 我が國に於て往昔山丹人(又は山韃人)と稱へ、往時貿易の爲め大陸と本島間を往來したるものにして、漸次減少し遂に其の跡を絶たんとするに至れり。其の言語習俗はニクブン族、オロツコ族と大同小異なり。

ヤクト族 純土耳古族にしてヤクトツク方面より移住し來れる民族なりと云ふ。昭和五年國勢調査の結果敷香支廳管内に二人發見せられたり。

第三節 風俗習慣 (主としてアイヌ族につき記述す)

概 説

夏期は河海に於て漁撈に従事し冬期は狩獵又は勞働によりて生活の資料を得つつありしも、半農半

漁の方針に依り指導したる結果漸次農耕の方法を習得し、馬鈴薯、菜根の類を栽培して其の成績見るべきものあり。一面拓殖の進展に伴ひ各種事業勃興し、勞力の需要増加し來れるを以て、之等勞働に従事し漸次獨立自營の域に進みつゝあり。従つて生活狀態も不知不識の間に改善せられ時に内地移住農民を凌ぐものありて到底昔日の比にあらず。然れども一般に虚榮に驅られ、金錢を得れば之を酒食に徒費し然らざれば不用の物品を購入する等概して貯蓄の念なく、一朝不漁、不作其の他の災厄に遭はんか直に窮境に陥るを常とす。古來彼等の風習として隣保相扶け同病相憐むの情厚く、相互に扶助するの美風あるも一面却つて依頼の念を助長する憾みあり。

衣 食 住

衣 服 多く草木の皮を以て製したるアツシを用ゆ。アツシはオヒョウ(木の名)又はエラ草(一名カイ草)の皮を剥ぎて水に浸し、冬期越年中糸に製して之を織る。禮服には其の優良品を用ひ襟、裾、袖、背等に刺繡を施し、之を製作するに三年の日子を費すと云ふ。婦人の用ひるものは海豹皮、鱒及イトウ(魚の名)の皮にて製し、鳥毛にて裝飾せり。其の他犬の皮を以て外套、股引、手袋等の防寒具を作る。現今にては男子は洋服を著用し、女子は内地人に倣ひ帯、羽織等を用ゆ。之れ價格低廉にして且つ欲する儘に求め得らるゝを以てなり。

装 飾 身體の裝飾としては男女共に耳環を付け、婦人の年長者は一般に上唇に黥をなす。其の他練玉又は青銅貨等を紐に通し頸より胸に懸け、或は眞鍮の輪若くは穴明錢を紐に通し帯の如く腰に締むるものあり。頭飾としては男子は十二、三歳の頃滿洲玉、南京玉を以て三角形のものを作り前頭部に掛けたるも今は全く廢れたり。女子は綿布を以て高さ三寸位の環を作り、色糸を以て刺繡をなし種々の玉を付け冠となし、頭髮の亂れを防ぐ爲なりと云ふ。

飲食物 主食物は魚類にして其の主なるものは鱈及鱒なり。何れも漁獲期に之を割き乾燥して貯藏し冬期の食料とす。夏期には生魚を海水にて煮又は焼き海豹の脂肪にて調理せるものを食す。海豹の脂肪は海豹の油肉を鍋に入れ煮沸し脂肪の滲出するを擦り取り、其の胃袋の洗滌乾燥したるものに之を容れ貯藏して使用するものなり。其の他アメマス、蝶、カジカ、ウグイ及貝類等を用ひ、副食物としては野生の百合根、キト、トマ、コザク及款冬等を生又は乾燥貯藏して用ふ。極めて酒を好み、煙草も亦男女共に之を嗜む。

家 屋 家屋を建築するには汚穢凶妖の地を避け最も清淨の地を選ぶ。之を建つるに大小廣狭の別あれども一定の規矩ありて何れも規を一にす。即ち四方に柱を建て粗雜なる丸太を積上げ、屋根及周圍は樹皮又は草を編みて之を覆ひ、度器なきを以て其の長短を計るに手又は指長を以てし木根、藤蔓等にて緊縛したりしが現今は大工職を營む者ある等大いに其の面目を改めたる觀あり。土間の中央には大なる爐を造り其の上部に煙出兼採光のため二、三尺角の天窗を明け、室の兩側には高さ一尺五寸、幅二、三尺の床を設け寢臺に充て、左側の床の隅には必ず家神を祭る。家財、道具、食料を貯藏

する爲に倉庫を建つるも便所は之を設くること少かりしが近來その設備を整ふる者多し。

社會及家族關係

社會關係 往時は各部落に酋長ありて部落民を統率し、部落内に於ける紛擾犯罪等に關しては總て自ら之を裁斷し異議を挟むことを容さず、酋長は專制獨裁にして而も世襲の支配權者なりしが、領有後は樺太廳に於て各部落毎に總代を選任し、之等をして統率せしむるに至れり。總代の多くは元の酋長を以てし他は部落より選舉せられたる者之に當れり。

部落相互間の關係は極めて親密にして其の情誼の濃かなるは到底内地人の比にあらず。慶弔共に禮節を以てし數十里の遠路寒暑雨雪の厭ひなく互に相往來し、吉凶禍福を分つの美風今尙存す。

家族關係 父又は長兄を以て家長とし、長は幼を憐み幼は長を敬ひ、家内に紛擾の起るが如きことは稀なり。男子は漁業、農業、狩獵等に從事し、女子は裁縫、炊事、採薪等に従ふ。家督は普通長子之を相續するも事故ある場合には次男、三男等に順次之を讓る（一説に曰く、家長の生存中長男妻を娶らば別居し次男、三男亦此の如くして家長死去の時同居せる男を後嗣とし、相續者を長男と定むる掟なしと）。

結婚について見るに、往時は子女の父兄間の婚約に依り成年に達するを待ちて結婚を行ふ。所謂許婚なりしも、現今に於ては雙方の合意により他より何等干渉を受くることなく、又別に儀式を行ふ事

なく當事者の同居を以て結婚したるものと看做すを普通とす。離婚は頗る簡單にして其の數又多し。即ち雙方の合意の者は言ふ迄もなく、夫が強て妻を離婚せんとする場合は幾分の物品を與へて親許に歸らしめ、妻より離婚せんとする時は無斷にて夫の家を去るのみ。出産の場合は湯を以て生兒を洗ふの外別に醫藥を用ひず、多くは二、三年後に於て命名したる慣習なりしが現今は漸次速に行はれつゝあり。

又死を語るを甚だしく忌むも死事は決して忽にせず、死者あれば斂葬の具を備へ親族故舊相集り慟哭數日に及び、生前の所持品及寶物等は棺に入れ埋葬し、墓標を建つる者あるも多くは之を用ひず、埋葬すれば死者は神となるものと信じ、墓の掃除、墓參等をもなすことなし。死者あれば三日目に於て爐の灰を新にし、變死者の場合は其の家を焼き又は壞ち、疫病にて死亡せる場合は其の家を捨て、省みず。

經濟及法律關係

往昔に於ける物資の交易は専ら物々交換に依り有無相通ぜり。即ちギリヤーク（ニクブン）族は麝香方面より富内に來り、山丹人はアレキサンドル方面よりマヌイ山道を経て灣内に來り錦、玉、金具等を提供し、アイヌ族は貂、獺、狐等の皮を提供したるが、亦遠く宗谷海峽を渡りて刀、鐔、陣羽織、酒器等と交換したるものあるが如し。然れども現在は鐵道、船車等の便を利用し賣買取引等昔日の比

に非ず。

貸借契約に關しては何等法的觀念なく、義務は必ず履行すべきものとして證書、抵當等を徴せず、且つ數の觀念に乏しきを以て、之に關しては木片に印を付け、又は繩に結目を作りて記憶の便に供せり。期間は長きは一年又は二年にして其の時期は鯨、鱒及鮭等の漁獲時期等を以て定め、短きは月の盈虧等を以て其の期間となせり。期日に至りて返済を怠るものあれば一應之を督促するも敢て追求せず。萬一是が義務を果さざるものあらば違約者として之を卑下するに止まる。

領有前に於ては犯罪は凡て酋長之を審問し處罰するものにして、多くは財産刑なるも稀には體刑をも行へり。財産刑は被告人所有の寶物又は家畜等を沒收して、之を相手方に給付するを普通とし、體刑は笞杖指切、死刑等にして是が執行は被告の最も近親のものをして行はしめたり。然れども領有後土人の民刑事に關する事項は總べて酋長又は總代の直接執行を許さず、當局に於て彼等の舊慣に則り執行することとなりしが、昭和八年一月樺太施行法律特例の改正に依りアイヌ族のみは内地人同様民刑事法の適用を受くることとなりたり。而してアイヌ族以外の土人全部に對しては刑事法のみ適用せらる。

娛樂及祭禮

アイヌ族の娛樂としては聲樂、音樂、舞踊及遊戲等あり。聲樂としてはユーカラ（酒宴の席などに

て歌ふ男女の痴情を語るもの）、ハウケ（祭文の如きもの）、ヤエガタカラ（都々逸の如きもの）、オйна（昔噺）、トイタ（伽噺）等あり。

樂器には左の二種及團扇形の太鼓あり。麝香鹿の皮にて作り主に祈禱者之を使用す。

トンコリ（三味線に酷似せる五絃なり）

ムツキナ（竹を以て作り口に銜て吹く）

舞踊は内地の盆踊の如く八人づゝ一團となりて環狀を爲し、中腰と爲りて一足飛びつゝ手を拍ち、リリリリと叫びながら踊り廻る。多くは熊祭の時に爲す。

遊戲には綱曳、角力、繩飛び、棒飛及輪投等あり。

祝祭には内地の如く盆、正月、氏神祭典等と稱するものなく、唯漁期の始めに海岸、河岸に木幣を掛け濁酒を捧げ豊漁を祈る。最も嚴肅壯嚴に行ふものは熊祭にして、其の部落は勿論遠近の部落より老若男女の別なく聚り、盛装して飲み、歌ひ且つ踊り歡樂を盡すこと數日に亙り、青年男女の情事は多く此際に行はれたり。近時熊祭を行ふこと稀となり従て斯る弊習も漸次改善されつゝあり。

第四節 文化

教育

土人の教育に關しては教育所を設くるの外各種施設を爲し、専ら智徳の啓發、生活の改善其の他の指導誘掖に努めつゝあり。

教育所は明治四十二年初めて東西兩海岸のアイヌ族集團部落に各一箇所を設置し、其の子弟を收容するの外、尙地理的其の他の關係上一部は公立小學校に委託して教育せるが、各種の設備充分ならざりしを以て、大正十三年四月部落の合併行はるゝと共に、教育所を五箇所と爲し、昭和五年九月更に敷香教育所を増設し爾來其の内容の充實を圖り、昭和六年十二月多蘭泊教育所を多蘭泊尋常小學校に昇格變更せり。

尙昭和八年一月樺太施行法律特例改正の結果アイヌ人の子弟は小學校に收容され、内地人兒童と同様に教育さるゝことゝなりたる爲、敷香教育所以外の教育所は廢止又は小學校に昇格せられたり。而してオロツコ、ニクブン族等の土人の子弟は敷香教育所に收容され現在々籍兒童三二人あり。其の成績を見るに書方、圖畫、手工、唱歌等は内地人子弟に比し遜色なきも算術、綴方は劣れり。卒業者の成績は概して良好にして普通々信文其の他家庭の用務を辨するは勿論、曾て官公署の雇員又は代用教員等を奉職せし者もあり。

社會教育に關しては各部落に男女青年團、婦人會等を設け夜學會を開き、主として小學校教員指導に當り、之が誘導啓發に努め居れり。尙本年オタスに中堅青年の勤勞觀念の向上を目的とする修養所を設け手藝の指導並に修養等に努め居れり。

衛生

土人は一般に衛生思想に乏しく、従つて疾病多く特に其の血族結婚と酒精分の過飲とは體質を脆弱ならしむ。之れ彼等の容貌の魁偉なるに似ず體質の虚弱なる所以にして、而も病魔に犯さるゝや先づ舊習に依る祈禱卜占を爲し、草根、木皮、獸骨等を服用し愈々重態となるに及び始めて醫藥を求め、病苦少しく減するか若は短期に特效を認め得ざる場合は多く醫藥を廢するを以て、傳染性疾患の如きは其の間に傳染の機會を多からしめ保健上遺憾の點尠からず。以上の事實に鑑み土人の衛生に關し深甚の注意を拂ひ、部落の衛生的施設の整備を計ると共に各部落に公醫を囑託して診療せしめ、各種藥品、器具等を配備して傳染病豫防に備へ、時々衛生に關する講話を爲し又は衛生に關する活動寫眞を映寫して觀覽せしむる等衛生思想の喚起普及を計りつゝあり。

昭和九年十月施行の土人健康診斷の結果に依れば齲齒、トラホーム、中耳炎、扁桃線炎、疥癬等は各種族に互りて割合に多く、脊柱後彎、前彎等はオロツコ、ニクブン族に多かりしも肺炎カタル、肺結核等は比較的尠し。而して土人の家屋は概して採光、換氣不充分なると便所の設けなきこと、沐浴を嫌ふ者多き等は健康上及ぼすべき悪影響多きに依り各部落に浴場設置を獎勵すると共に之が指導に當る者深くこの點に留意し着々衛生上の自覺を促がし住宅構造、生活様式の改善を計る等益々彼等の健康増進のため鋭意努力しつゝあり。

第五節 産業

領有前に在りては河海に漁り山野に獵し、天産物によりて衣食したるを以て、一定の産業に従事し將來の策を樹てんとするの念なく複雑を厭ふ風あり。従つて彼等の最も得意とする漁業に就き特殊の方法を授け漁船漁具を貸付し漁業を爲さしめ舊慣を改め其の改良發達を促がしつゝあり。然れども漁業は年々變遷ありて收穫一定せざるを以て、一面農耕を奨励し土地を貸付して農具並に種子を給與し之が奨勵を爲す。然れども彼等從來の情勢に依り勤勞を厭ひ播種後の中耕、除草を怠る者多く、甚しきは給與の種子を食用に供し、僅かに一時の食料を得て後日生活難に苦しむ者ある等の點に鑑み、勤勞生活と産業の發展等に就き注意の喚起に努め居れり。亦商業を營むものありたるも比較的計數の觀念に乏しく、經濟思想なきを以て好成績を擧ぐるもの稀なりしが近年漸く昔日の面目を改めんとするに至りたるは、不斷の指導啓發と拓殖の進展、人口の増加に伴ふ周圍の刺戟並に教育の振興等に依る結果なり。

第六節 救恤

土人の救恤に關しては特例を設け、其の普遍を圖ると共に諸般の事情を參酌し、遺憾なきを期し居

れり。即ち漫然金品を與へ依頼心を助長せしむる弊を避け、老幼を恤み、不具廢疾者を憐み、鰥寡孤獨の者、十歳未満の幼者三名以上を有する者、六歳以下六十歳以上のもの等にして自活し得ざるものに對しては救恤米を與へ、罹病者にして治療の資力なきものには醫藥を給し、或は樺太慈惠院に收容施療し、水火災其の他の罹災者には金品を施與する等之が救済に關し遺憾なきを期しつゝあり。

第七節 指導要項

土人の指導に關しては教員を始め支廳當事者等其の任に當るは勿論なるも、場所に依りては特に專任の指導員を置き、土人漁場管理者(樺太廳長官)之を任免し、其の監督は第一次として勤務地管内の支廳土人事務取扱(支廳長)の直接指揮監督を受け庶務に従事するものにして、土人に對し國體の貴き所以を會得せしめ敬神崇祖忠孝博愛の觀念を鼓吹せしめ、部落民の遊惰を戒め義務觀念を涵養すると共に勤儉の美風涵養に努むること、從來の漁業の外に農耕其の他の職業をも指導奨勵すること、指導員は職務の内外を問はず廉耻を重んじ貧汚の所爲を爲さず常に率先躬行範を示すべきこと、土人間に於ける從來の惡習慣は漸次改良する様懇切指導すべきこと、土人等より物品の購入を爲さざるは勿論贈與等は嚴に之を禁すべきこと、常に言語を慎み其の舉措等亦充分之を注意し誠心誠意職務に忠實なすべきこと、兒童の教養を重んぜしめ産業の發達、生活の改善を促がし時代の趨勢に順應し向上の氣

新大藏
卷之...

32N-17





終